

10年 年金とは…



国会にて年金機能強化法の施行日が改正され、

平成29年8月1日から

年金を受けるために 必要な加入期間が

25年から10年に短縮されました。

これまでに以下のような期間が10年以上あれば、年金をもらえる可能性があります。

タイプ1

ご自分で
保険料を
納めた期間

+

タイプ2

保険料納付を
免除された
期間

+

タイプ3

会社勤めした
期間

+

タイプ4

配偶者が
サラリーマンで
専業主婦(夫)
であった期間

10年以上の加入期間があり、新たに年金を受け取る権利が発生する方には、順次、日本年金機構からの緑色・黄色の封筒に入った年金請求書が送付されています。

緑色・黄色の封筒が届いたら 田川しんきんにご連絡ください。

担当者が年金手続きのお手伝いをさせていただきます。



受給開始年齢

厚生年金

男性		女性	
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日 生まれ	62歳	昭和33年4月1日 以前生まれ	60歳

旧共済年金

男性・女性共通	
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日 生まれ	62歳

年金のことなら〈田川しんきん〉にご相談下さい。

詳しくは、お気軽にお近くの当金庫窓口または担当者にお問い合わせください。

本店 ☎0947-42-4040 東支店 ☎0947-42-6110 赤池支店 ☎0947-28-5151
金田支店 ☎0947-22-0510 西支店 ☎0947-42-8125 行橋支店 ☎0930-24-6777
香春支店 ☎0947-32-2413 添田支店 ☎0947-82-4141 方城支店 ☎0947-22-1933

たがわ
しんきん
ふれあうまごころ

担当者

